

辰巳ダム裁判集会添付資料 2016. 4. 23

【添付資料 1】 現在までの上告の経過と結果

一審の判決に不服があれば、上級審へ訴えることを控訴といい、二審の判決に不服があって上級審、つまり、最高裁へ訴える場合は、上告という。

一審、二審の裁判所の判断（被告の行政の判断は違法ではない）は誤りで、憲法や既になされた裁判の判例に相反すると主張するものである。

辰巳ダム裁判では、平成 27 年 11 月の二審判決後、上告し、現在に至っているが、経過は以下のようなものである。

2015.11.9 11 月 9 日（月）に控訴審判決言い渡しがあり、判決の主文は、「本件控訴を棄却する。」

2015.11.10～

最高裁判所へ上告する場合は、2 週間以内に上告状と上告受理申立書を控訴審裁判所（名古屋高裁金沢支部）へ提出する。原告団の委任状（14 人分）を用意して、弁護団へ提供する。

2015.11.20 代理人を通じて「上告状兼上告受理の申立書」を高等裁判所へ提出。

控訴審判決を不服として最高裁判所へ上告することになるが、高等裁判所への控訴審とは異なり、上告理由を厳格に求められ、ハードルが高いために慎重な検討が要するとのことであった。弁護団の協力を得て、11 月 20 日付で代理人を通じて「上告状兼上告受理の申立書」を高等裁判所へ提出し、最高裁判所へ上告するための手続きをとった。

2015.12.1 高等裁判所から、「上告提起通知書」、「上告受理申し立て通知書」を受け取り。

憲法の解釈に誤りや憲法の違反があることなどを主張する場合は、民事訴訟法第三百十五条に基づいて、上告提起通知書を受け取った日から、50 日以内に「上告理由書」を高等裁判所へ提出することになる。

また、最高裁判所あるいは高等裁判所の判例と相反する判断あることその他の法令の解釈に関する重要な事項を含むことがあると主張する場合は、民事訴訟法第三百十八条にもとづいて、上告受理申し立て通知書を受け取った日から、50 日以内に「上告受理申し立て理由書」を高等裁判所へ提出することになる。

この際、いずれも解釈の誤り、憲法違反、判例と相反する判断があることを主張するために、裁判所、事件番号等を明らかにしてその判例を具体的に示すことになっている。

2016.1.19 上告は取り下げ、上告受理申し立て理由書を高等裁判所に提出。

理由書は、上告理由書と上告受理申し立て理由書の 2 本立てとなっており、上告理由書は、憲法解釈に関わることなどの理由として記載、上告受理申し立て理由書は、判例違反、法令の解釈に関する重要な事項を含むかどうかなどの理由を記載することになる。

上告理由について、辰巳ダム裁判の場合は憲法 29 条の財産権の侵害などの厳格な合理性の基準

が必要だなどと記載することも考えられるようだが、受理されることはほとんど無理とのこと。上告受理申立理由については、もう少し、間口が広くて理由も書きやすく、受理の可能性もないことはないとのことである。今回は、上告は取り下げ、上告受理申立てについて理由書を提出することになった。

～

高等裁判所へ提出後、審査を受け、最高裁判所へ送られて3ヶ月程度経過した後、受理／不受理が決定される見込みであるとのこと。上告受理申立理由が法令の解釈に関する重要な事項を含むかどうかで判断され、受理されると審理に入る。受理されて裁判が継続されるか見通しは不明である。

【添付資料2】上告受理申立の理由書の内容

「上告受理申立理由書」は、以下のURLでアクセスできる。

http://www.nakaco.com/tatumiDAM-sosho/2016/20160119_tatu_jyokokujyuri-riyu.doc

上告受理申立理由が法令の解釈に関する重要な事項を含むかどうかで判断されるが、「理由書」治水目的の項の p.5 と p.69 で「原判決における重要な法令の解釈適用の誤り」を指摘した。

前者は、原判決には、土地収用法20条3号の「事業計画が土地の適正且つ合理的な利用に寄与するものであること」の解釈適用について重大な誤りがあること、

後者は、土地収用法20条4号の「土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであること」の解釈適用について重大な誤りがあることを指摘した。

前者について、原判決は「本件基本高水ピーク流量の決定又は検証の過程に関する石川県又は処分行政庁の判断内容に不合理な点があったことを認めるに足りる事情は見受けられない」旨判示したが、本件事業認定においては、本来最も重視すべき基本高水ピーク流量の妥当性という根幹事項について、その計算過程において著しく過大な流量を算出する危険性が認められ、このことが一見にして明白な状況にあったにもかかわらず、新基準の定める過去の既往洪水の考慮や実効的な検証等が全く行われておらず、この重要性を不当に軽視し当然尽くすべき考慮が尽くされていない。原判決には、土地収用法20条3号の「事業計画が土地の適正且つ合理的な利用に寄与するものであること」の解釈適用について重大な誤りがあると指摘した。

後者について、仮に3号要件を満たして、本件事業内容に合理性があるとしても、必ず、4号要件の「土地を収用する公益上の必要性がある」ということにはならない。時間の経過によって合理性の判断が変わる可能性が明白であったのであり、裁判所の判断に誤りがあることを指摘した。

また、河川法16条の2第3項においては「必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない」とされているが、地すべりに関して、学識経験者に意見を聴かなかった。一審、二審の判決は、「地すべりの危険性については意見聴取手続きを実施しないとした判断は不合理であったとまでは認められない。」としているが、「理由書」地すべり

の項の p.71 で、河川法 16 条の 2 第 3 項においては「必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない」とされており、規定上は、河川管理者の裁量に委ねられているが、まったくの裁量に委ねられているものではなく、本件のように河川整備計画に疑義がある場合には、意見聴取の手続きをとる必要があると解するべきであることとし、法令の解釈に誤りがあることを指摘した。

【添付資料 3】関連ダム裁判の近況

浅川ダム裁判

辰巳ダムと同様に、「基本高水」と「地すべり」が争点。

基本高水が過大でダム建設は不要であり、貯水池は地すべりの危険があるとして、住民がダム建設は無駄な公金の支出差し止めを求めた訴訟で、昨年 4 月 24 日、長野地裁の判決言い渡しがあった。原告の請求が棄却されたが、住民はこれを不服として 5 月 1 日に東京高裁に控訴した。訴訟継続中である。

八ッ場ダム裁判

辰巳ダムと同様に、「基本高水」が争点。

八ッ場ダム（群馬県長野原町）建設を巡る公金支出差し止め訴訟で、一都五県の住民が 2004 年に提訴した 6 件について、2015 年 9 月、最高裁は原告側の上告を全て棄却した。

◆2015 年 9 月 11 日 東京新聞

ー八ッ場ダム訴訟住民側敗訴確定 千葉、栃木、群馬、埼玉ー

国の八ッ場ダム（群馬県長野原町）建設をめぐり、事業費を負担する利根川流域の一都五県を相手に各地の住民が「ダムは不要」と支出差し止めなどを求めた六件の訴訟中、千葉と栃木、群馬、埼玉の四件の訴訟で、住民敗訴をそれぞれ言い渡した二審東京高裁判決が最高裁で確定したことが、分かった。

ほかの二件も住民が一、二審で敗訴し上告中で、最高裁が近く判断を示す見通し。

四訴訟では、一審の千葉、宇都宮、前橋、さいたまの各地裁が「ダムの治水効果が認められ、支出が違法とはいえない」などと請求を退け、二審も支持した。

最高裁では、それぞれ裁判長の異なる小法廷が八～九日付で住民側の上告を退ける決定をした。

八ッ場ダムをめぐっては、二〇〇九年衆院選で民主党がマニフェスト（政権公約）に建設中止を掲げ勝利したが、一年に当時の野田佳彦首相が一転して建設再開を決めた。

一九年度に完成予定。総事業費約四千六百億円のうち六割を茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京の六都県が負担する。

追伸 ◆2015 年 9 月 11 日 産経新聞

ー八ッ場ダム、東京訴訟も住民側敗訴確定「事業費負担は適法」 最高裁ー

国が建設を進める八ッ場ダム（群馬県）への事業費負担は違法として、東京都の住民が都に支出差し止めを求めた訴訟で、最高裁第 1 小法廷（桜井龍子裁判長）は住民側の上告を退ける決定をした。

「事業費負担は適法」として住民側敗訴とした 2 審東京高裁判決が確定した。決定は 10 日付。

【添付資料4】現地の様子

a. (ダム湖最上流付近の) 流木止め工

ダムから、2.35 km地点のダム湖最上流部付近に流木止め工が設置されている。

鋼製スリット形式、砂防ダムでよく用いられている形式で、岩石を補足する代わりに、流木を補足するものである。高さは、5 mと6 m（澗筋のところは6 m）、流木止め工幅は50 m、スリットの天端はサーチャージ水位132 mよりも0.6 m高い、スリット間隔は2 m（低水放流設備の呑み口幅に合わせた）。概算工事費178百万円。

辰巳ダムでは、流木対策として、ダム堤体の下段常用洪水吐き（孔）の上部のスクリーン設置とこのダム湖上流の流木止め工である。

流木止め工のスリット純間隔は2 m（辰巳用水取水口へ抜ける低水放流設備の幅の2 mから決めたようである。ちなみに、ダムの孔は2.9 m角）。このスリットを抜けるとダムの下流まで流木がくぐり抜けることができると想定している。

この流木止め工で枝葉や根の付いた樹木（水理模型実験のモデル規格外）を補足し、この流木止め工をくぐり抜けた、枝葉や根が脱落した流木（水理模型実験のモデル規格、3 mから15 mで径30センチ）は、ダム湖を流れてダム堤体の孔（下段常用洪水吐き）までたどり着く。この孔の上部スクリーンで孔の開口部に詰まるのを防ぐことにしている。

【写真：流木止め工の全景】 下流から全体を望む。



b. (瀬領から望む) 鴛原超大規模地すべり地

鴛原超大規模地すべり地は、土塊の量は525万 m^3 あり、地すべり地の規模を示す基準においては、「超大規模」に分類される。（土塊の量が200万 m^3 以上で「超大規模」に分類される。）

地すべりは、降雨、融雪による地下水の上昇などが原因となり、斜面土塊が下方に移動する現象である。地すべり土塊全体の形状は、頭部で崖とその直下の凹地があり、中間部は緩い斜面となり、末端で隆起する。鴛原超大規模地すべり地は典型的な形状を示している。

一気に全体が崩壊するというよりは、末端で崩壊して、これをきっかけに土塊が不安定化し、これが上部に波及して大きな地すべりとなることが多いといわれている。貯水池斜面の地すべり

ブロックの末端では、末端の土塊の水没の割合が大きく、湛水の影響が大きいため地すべりの危険性が高い。鴛原超大規模地すべり地は過去にすべった履歴のある「風化岩地すべり」であり、マニュアルによれば、末端、側面に二次的な地すべりが発生するといわれている。

平成20年に提訴した時は、末端部の平地に北電鉄塔が設置されていた。訴状には、「北陸電力の送電線の鉄塔の基礎部分において土砂の崩落が進んでおり、この土砂崩落が地すべりを誘発する」と指摘していた。北陸電力は、地すべり地とは知らずに鉄塔が設置していた。平成17年に羽咋で地すべりによる鉄塔倒壊を経験しているため、これを避けるために平成24年から25年にかけて鉄塔を移設した。北電は、貯水池湛水による地すべりは発生しないと主張している石川県の立場に配慮して、地すべり地の範囲に含まれない隣接鉄塔の基礎が崩壊の危険性があるという理由をつけて移設した。

【写真：鴛原超大規模地すべり地の全景】 対岸の瀬領地区から全景を望む。



【写真：鴛原超大規模地すべり地末端】
対岸の瀬領から、末端部を望む。

左右の斜面の形状からもうかがえるように、降雨や積雪が原因で崩壊が進んでいる様子がわかる。中央部は、一昨年の12月に押さえのコンクリート壁が周囲の土塊とともに崩壊したが、昨年の秋に崩壊した斜面の修復工事が行われた。

今年は、雪が少なかったこともあり、ダム湖周辺の斜面の崩壊はすくないようである。



c. ダム堤体付近（で東岩取入口を望む、埋蔵文化財包蔵地だった）

辰巳用水東岩取入口は破壊されずに残った

当初、ダム堤体の位置は、少し下流側であって、辰巳用水東岩取入口が破壊されることになっていた。ダム堤体の規模を小さくするために渓谷の川幅が狭い地点を選択していたからである。さすがに、歴史的文化遺産である「辰巳用水」を破壊することを躊躇した石川県が再検討をして、東岩取入口を避け、やや上流に移動してダムを築造した。

【写真：ダム堤体から下流を望む】写真右下の水たまり中央付近に辰巳用水東岩取入口がかすかに確認できる。



辰巳ダムの目的は、2つあり、治水と利水である。利水については、11箇所の用水の用水量を実体に合わせて見直して、年間を通じて必要な河川維持用水を確保するためであると説明がされている。辰巳用水の取水量は、従来、かんがい期を問わず $0.7\text{ m}^3/\text{秒}$ であったが、辰巳ダムの供用で、見直した用水量（かんがい期最大 0.675 、かんがい普通期 0.584 、非かんがい期最大 0.33 ）に変更されることになっていたはずである。

取水量は変更無いまま

ところが、平成24年9月28日づけの「辰巳用水土地改良区の水利使用に係る取り扱いについて」によれば、慣行水利の届出水量（昭和42）として $0.70\text{ m}^3/\text{秒}$ とあるだけで、見直し用水量についての言及はなく、この水量に応じて実際に取水量の調節がされている様子もない。いつから、実行されるかについて、河川課水利担当者に確認したことがあるが、まったく要領を得ない対応であり、なんの実のある返答もなかった。

【添付資料5】平成24年に供用開始して以来の辰巳ダムの流入量と放流量

平成24年(2012) 6月に辰巳ダム供用開始, この年は大きな出水無し.

一例は、9/1 17:59 $Q_{peak}=26.52 \text{ m}^3/\text{s}$, 9/1 18:02 $H_{peak}=99.98\text{m}$, 下段の孔の高さが3mで標高97から100mでほぼ水没。

平成25年(2013) 辰巳ダムで最大の出水, この地点で80 $\text{m}^3/\text{秒}$ を超えると洪水と定義。これを大きく超えて190 $\text{m}^3/\text{秒}$, この洪水の大きさでも、辰巳ダム地点で犀川ダム調節後の1/2のピーク流量は207 $\text{m}^3/\text{秒}$ なので2年に1回の洪水よりも小さい。

7/29 17:29 $Q_{peak}=190.19\text{m}^3/\text{s}$, 7/29 21:45 $H_{peak}=117.46\text{m}$

この洪水について、石川県河川総合情報システムのダムデータ(正時)によると、

流入最大184 $\text{m}^3/\text{秒}$ で放流最大105 $\text{m}^3/\text{秒}$ 、総雨量110mmであるが、約10km上流の犀川ダムでは総雨量212mmの豪雨があり、流入最大268 $\text{m}^3/\text{秒}$ で放流最大166 $\text{m}^3/\text{秒}$ であった。犀川ダム放流最大と辰巳ダム流入最大とはほとんど差がなく、犀川ダム地点の洪水がそのまま辰巳ダム地点にもたらされたものである。

しかも、辰巳ダム地点では、184から105へ79 $\text{m}^3/\text{秒}$ を低減させているとはいうものの、その時の下菊橋地点の最大流量は、257 $\text{m}^3/\text{秒}$ であり、79を加えても336 $\text{m}^3/\text{秒}$ である。犀川大橋地点の低水路敷内で少し水位が変化するだけのことであり、洪水調節効果はゼロである(ちなみに、低水路敷の流下能力は、460 $\text{m}^3/\text{秒}$ 。これは、犀川ダムと内川ダムの2ダム調節後の1/2確率の犀川大橋地点の流量455 $\text{m}^3/\text{秒}$ が根拠。)

昭和53年下菊橋測水所で観測開始以来、39年目に入っているが、犀川大橋地点で455 $\text{m}^3/\text{秒}$ を超えたことはない。最大は、平成20年7月28日(浅野川洪水)の時の433 $\text{m}^3/\text{秒}$ である。辰巳ダム計画で2年確率(455 $\text{m}^3/\text{秒}$)、つまりおおむね2年に1度発生すると推定したが、39年経っても一度も発生していない。

正時ピーク流量では、平成10年台風7号で352 $\text{m}^3/\text{秒}$ 、平成16年10月に364 $\text{m}^3/\text{秒}$ が最大規模である。

図：犀川ダムと辰巳ダムの流入量と放流量（平成 25 年 7 月 29 日）

平成 26 年 (2014) 80 m³/秒を超える洪水は、3月に1回だけ発生。

3/30 22:58 Qpeak=92.82m³/s, 3/31 04:04 Hpeak=111.58m

これは、雨で雪解け水が発生したため。石川県河川総合情報システム（正時）によれば、犀川ダムで総雨量 108mm、最大流入 99 m³/秒、最大放流 86 m³/秒、辰巳ダムで総雨量 95mm、最大流入 91 m³/秒、最大放流 86 m³/秒。犀川ダムで放流したものが、ほぼ同じ大ききで辰巳ダムに流入し、少し時間が遅れてほとんど同じ大ききで放流されている。

10/14 10:03 Qpeak=79.09m³/s, 10/14 14:57 Hpeak=106.39m

石川県河川総合情報システム（正時）によれば、犀川ダムで総雨量 156mm、最大流入 89 m³/秒、最大放流 68 m³/秒、辰巳ダムで総雨量 80mm、最大流入 72 m³/秒、最大放流 65 m³/秒。この場合も、犀川ダムで放流したものが、ほぼ同じ大ききで辰巳ダムに流入し、少し時間が遅れてほとんど同じ大ききで放流されている。

平成 27 年 (2015) 80 m³/秒を超える洪水は、雪解けのため4月に1回だけ発生。夏期には、小雨のため、洪水は無し。

石川県河川総合情報システム（正時）によれば、4/3、犀川ダムで総雨量 22mm、最大流入 107 m³/秒、最大放流 90 m³/秒、辰巳ダムで総雨量 12mm、最大流入 87 m³/秒、最大放流 81 m³/秒。ダムの湛水最大は 1.3 m（標高 110 m）。辰巳ダムの洪水調節機能の働きはゼロ、単なる河道の障害物。

平成 28 年 (2016) 4月20日現在、大きな出水無し。

2/14 全雨量 60mm の雨、22 m³/秒、放流もほぼ同じ、水深は 3 m、

今年初めから現時点のダム地点の流量 0.94 m³/秒～22.43 m³/秒 である。

（ダム地点の流量の最小は 0.94 m³/秒であるが、正しくは、

1月～2月は河川維持用水 0.21 m³/秒+非かんがい期の辰巳用水取水量 0.33 m³/秒 = 0.54 m³/秒、

3月～4月代掻き前までは、0.476 + 0.33 = 0.806 m³/秒である。

そして、

4月代掻き期 0.476 + 0.676 = 1.152

5月～8月 普通期 0.476 + 0.584 = 1.06

9月～10月 非かんがい期 0.476 + 0.33 = 0.806

11月～12月 非かんがい期 0.21 + 0.33 = 0.54

【添付資料6】現地の関連情報

a. の関連 流木止め工の処分費用など

流木処理 H25, 3 7 6 万円 H26, 1 1 6 万円

b. の関連 地すべり地の末端部の崩壊

平成26年12月の降雨の影響で、鴛原超大規模地すべり地の末端で斜面が崩壊した。もと北電の送電鉄塔があったところで斜面に三角形のコンクリート壁があったが、これが斜面の一部とともに崩れ落ちた。

地すべり地であるから、以前に滑った時の移動で土塊全体が緩んでいるため、時間の経過とともに斜面は崩壊が進む。ついに、鉄塔の前面の土留めのコンクリート壁とネットで保護されていたのり面崩れたものである。

貯水池内の斜面安定対策工（格子状のコンクリートで斜面を崩れないように抑えている）を施しているところは石川県管理、この上の斜面は北電管理のため、北電が平成27年の秋に斜面の修復工事をした。

【写真：鴛原超大規模地すべり地末端】対岸の瀬領から、末端部を望む。



ちなみに、ダム湖周辺の斜面において、地すべりに直接的ではないが間接的に有効に働く斜面安定対策工が実施されている。斜面の崩壊を防止するための工事であるが、これは地すべり土塊の末端の斜面が崩壊して土塊全体の安定が悪くなることを防ぐ意義がある。全体の施行面積は1万平方メートル、総額で4億6千万円ほどが費やされている。

b. の関連 地すべり地を避けて北電送電鉄塔の移設

地すべりのために北電は送電鉄塔を6基移設した！

鴛原超大規模地すべり地 L3 ブロック土塊の真上に、鉄塔が設置されていることが判明したので、北電が撤去することにした。表向きは地すべりが理由であるとはしていない。石川県が L3 ブロック土塊は安定しており、地すべりは起きないと主張しているのに、北電は石川県のメンツを立てて、送電鉄塔の移設は地すべりが原因ではなく、他の理由をあげて移設をしている。北電の「工事を必要とする理由書」では、「、、、(一つ隣の)鉄塔下方の市道法面が一部倒壊したため、水位と傾斜の観測を行うとともに鉄塔の地盤安定確保のための緊急対応として水抜きボーリングを行いました。今後、法面崩壊が進行すると鉄塔の地盤安定確保が困難となる可能性があるため、安定した場所を選定し、、、6基を撤去し、、、6基を新設、、、」とある。鉄塔は斜面だらけの山中に無数にある、一々斜面が崩れただけで撤去して新設のルートに移設しなければならないような代物ではない、そうであれば山中に鉄塔の設置する場所はない。鉄塔の基礎ごと持っていかれる地すべり地だからこそ、何億円もの費用と労力をかけて移動せざるを得ないのである。

c. の関連 辰巳用水東岩取入口は破壊されずに残った

当初、ダム堤体の位置は、少し下流側であって、辰巳用水東岩取入口が破壊されることになっていた。ダム堤体の規模を小さくするために溪谷の川幅が狭い地点を選択していたからである。さすがに、歴史的文化遺産である「辰巳用水」を破壊することを躊躇した石川県が再検討をして、東岩取入口を避け、やや上流に移動してダムを築造した。

c. の関連 辰巳ダム流入水と辰巳用水の利水の関係

辰巳ダムが供用開始されたが、辰巳用水の取水に関して、何の変更も改善もない。犀川七用水に関して「犀川水系水利権一覧(変更計画)」に応じて、水利使用の変更がなされたのは、現在のところ、「長坂用水」だけである。

一つでも改善されたかと思いきや、つぎのような実態がある。

通年0.64m³/秒だったが、4/26～4/30代掻き期0.470、5/1～8/31普通期0.373、9/1～4/25非かんがい期0.120m³/秒とした。土地改良区が大英断をしたように見受けられるが、実際は、従来からの実態の使用状態に合わせただけである。「図：(5)長坂用水の取水実態と計画用水量比較グラフ」(「許可申請書(変更)」平成23年3月1日付け、水利使用に関する添付図書 p.6)によって明らかである。

辰巳ダム計画による長坂用水の水利見直しを織り込み済みであり、この変更によって実態は全くかわらず、水利的に従前から改善されたことは何もない。

c. の関連 埋蔵文化財が抹消された

写真中央のダム管理棟付近に「周知の埋蔵文化財包蔵地」相合谷城跡、さらに集落付近に縄文遺跡が遺跡登録されていたが、辰巳ダム計画がスタートしてから、形だけの発掘作業が行われて、埋蔵文化財包蔵地としての登録が抹消されてしまった。その経緯を示す文書は情報公開によっても一切、確認できず、いきさつは闇の中である。

当方のブログでその詳細を紹介している。

辰巳ダム>辰巳ダム管理棟付近の「周知の埋蔵文化財包蔵地」相合谷城跡を移動した事件について

<http://blog.goo.ne.jp/nakatoshiki/m/201603>

【写真：県道倉谷土清水線沿線から、ダム堤体と相合谷など集落を望む。】



c.の関連 ミゾゴイが居なくなった

本川に流れ込む溪流は、すべてコンクリートと石で固められたので、ミゾゴイが餌を採ることができなくなった。河道内にあった休耕田も食餌の場所であったが、河道整正工が施されて消滅した。この影響もあってダム湖周辺のみゾゴイは激減した。

「みぞごい激減 2羽だけ？」北陸中日新聞 2014.6.26

http://www.nakaco.com/tatumiDAM-sosho/2014/koso2_20141224/kou_60-77/kou76_news140626.pdf

【添付資料7】辰巳ダムと地元の関係

ダムの目的は治水と利水で、建前では地元への利益は全くない。

しかし、実際には迷惑施設を受け入れる替わりにつぎのような「地元への恩恵」がある。

①橋替わり

溪谷を横切って県道と同じ高さに橋を架けるには数十億円の費用がかかるが、少数の住民のために建設することができないので、辰巳ダム堤体を橋替わりに使用しようという考えで地元の意志が統一された。ちなみに、相合谷、下駕原、駕原の住民の総数は、平成24年現在で105名である。

②優先的に道路や橋、上下水道などの社会インフラの整備

市道、上下水道などの社会インフラの事業が優先的に財源配分されて整備された。

県は市に対して、「市道改良負担金」を毎年、支払っている。H17~H33で、平成27年度は、19,255千円である。辰巳ダム建設に際し、金沢市が整備した市道340号上辰巳・熊走線について、金沢市との覚書に基づき、整備費用の一部を負担。県は総額27億円を負担する。

③補償金

事業費240億円のうちの半分の120億円は本体工事費用であるが、残りはいろいろ条件がついて支出を余儀なくされる費用であり、土地家屋などの補償名目で10億円ほどの費用が支出され、地元の人たちの懐に入っている。

④建設中は、地元業者が建設業務を受注

例えば、斜面安定対策工は、全体の施行面積は1万平方メートル、総額で4億6千万円ほど。特殊工法によるもので地元業者が施工できるようなものではないが、すべて地元業者が受注している。地元零細業者が受注できるように請負額を3千万円弱に20ほどの工区に分けて発注され、受注した地元業者は専門業者に下請けさせた。

⑤建設後は、地元業者が管理業務を受注

辰巳ダム広場管理業務委託 H25, 1 1 0 万円、H26, 1 3 9 万円

貯水池内除草 H26, 2 1 3 万円

流木処理 H25, 3 7 6 万円 H26, 1 1 6 万円

貯水池斜面観測 H25, 8 6 2 万円、H26, 9 1 8 万円

堤体観測監視 H25, 4 2 3 万円、H26, 5 6 7 万円

動植物調査 H25, 9 5 3 万円、H26, 9 1 2 万円 など

⑥地元住民も直接に雇用の場を確保

辰巳ダム周辺広場等維持管理業務委託（町内会が公園管理組合を作って随意契約で受注、広場巡回等） H25, 1 2 8 万円、H26, 1 5 7 万円

これらの費用はすべて、税金によってまかなわれている。ダムが無用の長物であったと仮定すると、地元の住民は費用負担する責任のない国民にたかっていることになる。

さらに、住民の期待が膨らんでくると、とんでもない事件も起きる。

某県会議員による「カチ殺せ」発言である。

これは、地元への工事発注が妨害されて滞る（お金が落ちてこない）ことを懸念しての発言だったようである。ことの真相は、以下の当方のブログで確認できる。

<http://blog.goo.ne.jp/nakatoshiki/d/20150720>

「宇野邦夫と辰巳ダム」当方のホームページより

<http://www.nakaco.com/tatumi-dam/2015/20150720-uno/20150720-uno.htm>

【添付資料8】犀川のダム管理とダム管理費用は

犀川の治水のために3治水ダムの連携運用がなされている。

犀川ダム（S36～S41）完成後50年経過

内川ダム（S42～S50）41年

辰巳ダム（H20～H24）4年

辰巳ダムは、ゲート無しダムであり、情報技術を駆使したダム管理システムが導入されて、平常時は非常駐管理とし、統合管理所からの巡回監視方式がとられている。犀川ダム、内川ダムにそれぞれ4名の職員が配置されている。管理の方針等は、つぎの資料で確認できる。

「辰巳ダム管理基本方針ヒアリング資料（平成20年4月石川県）」

http://www.nakaco.com/Siryu-2010/Saigawa-siryu/H20.4_tatu-dam-kanri.pdf

平常時の管理は、観測、点検、運用・操作、報告の4業務に大別できる。

洪水時の管理では、洪水警戒、放流警報、洪水時点検、記録・報告である。

洪水が予測される場合は、河川管理者は洪水警戒体制を取らなければならないので、洪水の定義を明確にしておかねばならない。辰巳ダムの洪水は、ピーク流量が80 m³/秒を超えるものと定義される。これは、年に1～3回程度生起する流量、さらに下流の流下能力等を勘案して決められている。犀川ダムでは、95 m³/秒となっている。

定義された洪水は、

犀川ダム 95 m³/秒 > 辰巳ダム 80 m³/秒

上記「資料」によれば、辰巳ダムの年に1～3回発生する流量を犀川ダム流域に降る雨を流域案分で算出している。それによると、

1回/1年 207 m³/秒, 2回/1年 146 m³/秒, 3回/1年 110 m³/秒としている。ところが、平成24年からの実績によると、4年間の最大が190 m³/秒である。だから、辰巳ダム流域からの出水は、上流の犀川ダム流域からの出水に比べてかなり小さいことがわかる。

ダムの管理費用について

ダムの機能を発揮させるために、毎年の管理費用を必要とする。

その費用は、ダムを監視し運転するための「維持管理費」とダム機能を維持するための「修繕改良費」からなる。

犀川ダム、内川ダムの毎年の経常的な費用である「維持管理費」は、年間6千万円ほどかかっている。

ただし、10年間（平成6～15年）のデータをもとに計算したもので、現在、再調査した結果では、それぞれ5千万円、4千万円ほどに減っている。

維持管理費のほか、修繕改良費は、以下のとおり。

（犀川ダムは年1.29億円）

犀川ダムの過去10年間（平成6～15年）の維持管理費、修繕改良費は、6.4億円、6.5億円、合計12.9億円である。

（内川ダムは年1.24億円）

内川ダムの過去10年間（平成6～15年）の維持管理費、修繕改良費は、6.1億円、6.3億円、合計12.4億円である。

（2カ所で100年の累計は250億円）

100年間の推定総費用は、犀川ダム129億円、内川ダム124億円となる。ダム1カ所あたり約130億円、2カ所で約250億円の費用がかかる。

（辰巳ダムは）

平成24年の維持管理費は、74百万円、その内、動植物、貯水池斜面などの調査委託が5千万円ほど、職員人件費は犀川ダム管理費に計上し、含まれていない。

平成25年の維持管理費は、55百万円、その内、調査委託が25百万円、流木処理（380万円）などの請負費用が19百万円ほど、職員人件費は犀川ダム管理費に計上し、含まれていない。

平成26、27年の分は、情報公開請求中。

平成28年の辰巳ダム管理費は、予算査定資料によれば、職員人件費は犀川ダム管理費に計上されているのでこれを除いて、51百万円（うち、貯水池斜面観測などの委託費が47百万円）